

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

令和 4 年 6 月 3 日

日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
<p style="text-align: center;">第 I 編</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 品質マネジメント</p> <p>（品質マネジメント計画）</p> <p>第 12 条 使用施設等の保安活動を適切に実施するため、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、第 4 条第 1 項第 1 号から第 44 号に掲げる者（以下この条において、「管理者」という。）に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の業務・使用施設等に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に使用施設等の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年 1 回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野に係るものを含む。）を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">（記載なし）</p>	<p>・既認可の保安規定内容に対する誤記を修正するためのものであり変更は妥当。</p>

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

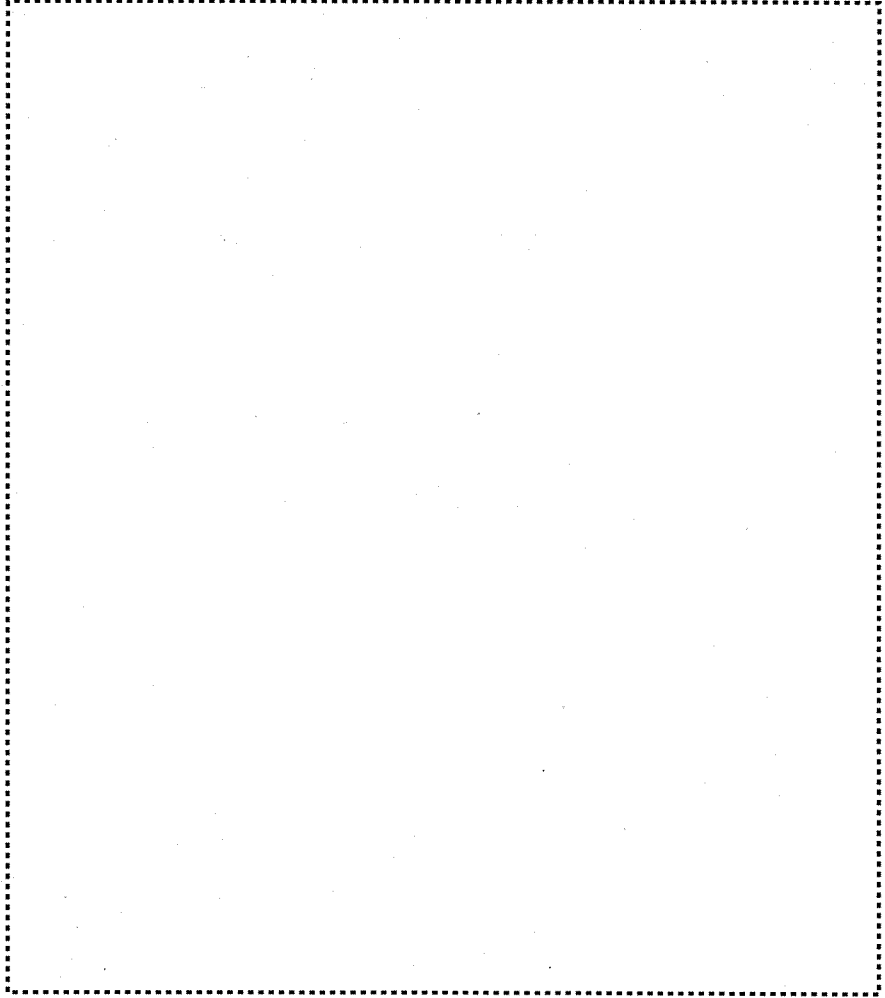
核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
<p style="text-align: center;">第5章 保安教育訓練</p> <p>（保安教育）</p> <p>第18条 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2. 使用施設内各課長は、第I-1-(1)表に従い、保安教育に係る年度計画を策定し、核燃料取扱主務者の同意を得た後、環境技術開発センター長又はプルトニウム燃料技術開発センター長の承認を得なければならない。</p> <p>3. 使用施設内各課長は、前項に基づき、従業員に対する保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4. 使用施設内各課長は、新たに業務を行う従業員に対し、第I-1-(1)表に掲げる保安教育を実施しなければならない。ただし、同表に掲げる項目について、十分な知識技能を有していると認められる者及び既に教育を施されている項目については、省略することができる。</p> <p>5. 統括者は、第29条第3項に基づき緊急作業に従事する要員（以下「緊急作業に従事する要員」という。）として選定を受けようとする者に対し、第I-1-(2)表に基づき、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施させなければならない。</p> <p>6. 放射線管理部長及び工務技術部長は、所掌する従業員及び緊急作業に従事する要員に対して行う保安教育については、第I-1-(1)表に従うほか、第3項、第4項及び第5項を準用する。</p> <p>7. 保安管理部長は、従業員に対して行う保安教育については、第I-1-(1)表に従うほか、第3項及び第4項を準用する。</p> <p>8. 統括者、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、第3項から前項に掲げる保安教育の実施状況を確認し、必要に応じて保安教育内容を見直させなければならない。</p> <p>9. 第4条第1項第6号から第44号に掲げる者は、従業員に対し、必要に応じて保安に関する意識向上のための啓発を行う。</p>	<p style="text-align: center;">（記載なし）</p>	<p>・既認可の保安規定内容に対する誤記を修正するためのものであり変更は妥当。</p>

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性																																										
<div style="border: 1px dashed black; width: 100%; height: 100%;"></div> <p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 50px; top: 350px;">第1-2-2-(16) 図 プルトニウム燃料技術開発センター関連建家配置図</p>	<p>燃料製造機器試験室の管理区域を解除するための核燃料物質使用変更許可（令和2年10月15日付け原規規発第2010158号）を受け、共通編の該当箇所及び燃料製造機器試験室（別冊5）の本文及び添付書類1を全て削除したため、記載なし。</p> <p>（参考） 核燃料物質使用変更許可（令和2年10月15日付け原規規発第2010158号）を受けた共通編に係る変更後の「2. 使用目的及び方法」及び4. 使用の場所における「図4-2核燃料工学研究所の各施設の位置図」</p> <p>2. 使用の目的及び方法 核燃料サイクル工学研究所内の各施設における使用の目的及び方法を、下記の別冊に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1115 635 1684 1423"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>別冊番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>プルトニウム燃料第一開発室</td><td>別冊1</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第二開発室</td><td>別冊2</td></tr> <tr><td>プルトニウム燃料第三開発室</td><td>別冊3</td></tr> <tr><td>プルトニウム廃棄物処理開発施設</td><td>別冊4</td></tr> <tr><td>削除</td><td>二</td></tr> <tr><td>A棟</td><td>別冊6</td></tr> <tr><td>B棟</td><td>別冊7</td></tr> <tr><td>ウラン廃棄物処理施設</td><td>別冊8</td></tr> <tr><td>削除</td><td>一</td></tr> <tr><td>J棟</td><td>別冊10</td></tr> <tr><td>L棟</td><td>別冊11</td></tr> <tr><td>M棟</td><td>別冊12</td></tr> <tr><td>東海事業所第2ウラン貯蔵庫</td><td>別冊13</td></tr> <tr><td>高レベル放射性物質研究施設</td><td>別冊14</td></tr> <tr><td>応用試験棟</td><td>別冊15</td></tr> <tr><td>洗濯場</td><td>別冊16</td></tr> <tr><td>安全管理棟</td><td>別冊17</td></tr> <tr><td>計測機器校正室</td><td>別冊18</td></tr> <tr><td>放射線保健室</td><td>別冊19</td></tr> <tr><td>第三ウラン貯蔵庫</td><td>別冊20</td></tr> </tbody> </table> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">注) 燃料製造機器試験室(別冊5)に係る記載を削除</p>	施設名	別冊番号	プルトニウム燃料第一開発室	別冊1	プルトニウム燃料第二開発室	別冊2	プルトニウム燃料第三開発室	別冊3	プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊4	削除	二	A棟	別冊6	B棟	別冊7	ウラン廃棄物処理施設	別冊8	削除	一	J棟	別冊10	L棟	別冊11	M棟	別冊12	東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊13	高レベル放射性物質研究施設	別冊14	応用試験棟	別冊15	洗濯場	別冊16	安全管理棟	別冊17	計測機器校正室	別冊18	放射線保健室	別冊19	第三ウラン貯蔵庫	別冊20	<p>・左記の変更許可に基づき実施していた、燃料製造機器試験室の管理区域解除が令和4年3月28日に完了したことに伴い、建家名称等を変更する記載の適正化を図るものであり、変更は妥当。</p>
施設名	別冊番号																																											
プルトニウム燃料第一開発室	別冊1																																											
プルトニウム燃料第二開発室	別冊2																																											
プルトニウム燃料第三開発室	別冊3																																											
プルトニウム廃棄物処理開発施設	別冊4																																											
削除	二																																											
A棟	別冊6																																											
B棟	別冊7																																											
ウラン廃棄物処理施設	別冊8																																											
削除	一																																											
J棟	別冊10																																											
L棟	別冊11																																											
M棟	別冊12																																											
東海事業所第2ウラン貯蔵庫	別冊13																																											
高レベル放射性物質研究施設	別冊14																																											
応用試験棟	別冊15																																											
洗濯場	別冊16																																											
安全管理棟	別冊17																																											
計測機器校正室	別冊18																																											
放射線保健室	別冊19																																											
第三ウラン貯蔵庫	別冊20																																											

で囲った箇所は核物質防護情報が含まれるため、非公開とします。

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
	<p>4. 使用の場所</p>  <p>図4-2 核燃料サイクル工学研究所の各施設の位置図</p>	

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
<p style="text-align: center;">第Ⅱ編</p> <p>（ウラン系固体廃棄物の処理及び保管）</p> <p>第35条 第1項～第5項 （変更なし）</p> <p>6. 環境保全課長は、<u>ウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管廃棄したウラン系固体廃棄物のうち金属及びフィルタをM棟において減容処理する場合は、パネルボックス内で行うとともに、減容処理のために受け入れたウラン系固体廃棄物は、処理までの間、当該施設の第34条第5項に示す場所に保管しなければならない。なお、プラズマによる切断を行う場合は、専用の金属製作作業台の上で行わなければならない。</u></p>	<p>核燃料物質使用変更許可申請書 M棟</p> <p>9-3 固体廃棄施設</p> <p>本施設は、ウラン廃棄物処理施設の保管廃棄施設に保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタを受け入れる。受入れた廃棄物は、本施設の固体廃棄施設の設備により減容処理する。</p> <p>施設内の作業で発生しこれから廃棄しようとするものは、作業場に放射線障害防止措置及び防火対策を講じて置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図9-1-2に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。</p> <p>本施設で発生した廃棄物は、ウラン廃棄物処理施設のウラン系廃棄物貯蔵施設又は第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管廃棄するか焼却施設に運搬し焼却する。廃棄物は、減容処理又は運搬するまでの間、図9-1-2に示す廃棄物保管場所に保管する。</p> <p>なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p>	<p>・記載の適正化を図るため、施設名の明確化及び記載表現を変更する。</p>

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性																
	<p>9-3-3 固体廃棄施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="969 312 1805 1134"> <thead> <tr> <th data-bbox="969 312 1198 344">固体廃棄設備の名称</th> <th data-bbox="1198 312 1805 344">仕 様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="969 344 1198 472">開相選別パネルボックス (グループ付)</td> <td data-bbox="1198 344 1805 472">1式 ドラム缶反転機、開相選別廃棄物搬送コンベヤ、除染・ 圧縮廃棄物搬送リフト、クレーン等 耐震設計：水平震度 0.24</td> </tr> <tr> <td data-bbox="969 472 1198 568">切断パネルボックス (グループ付)</td> <td data-bbox="1198 472 1805 568">1式 プラズマ切断装置、機械式切断機、クレーン等 耐震設計：水平震度 0.24</td> </tr> <tr> <td data-bbox="969 568 1198 679">圧縮パネルボックス (グループ付)</td> <td data-bbox="1198 568 1805 679">1式 圧縮装置、圧縮体充填装置等 耐震設計：水平震度 0.24</td> </tr> <tr> <td data-bbox="969 679 1198 903">その他</td> <td data-bbox="1198 679 1805 903">図9-1-2のM棟1階平面図内に、M棟主要機器配置を示す。 1式 プラスト除染機等 耐震設計：水平震度 0.24 1式 監視盤等 耐震設計：水平震度 0.24</td> </tr> <tr> <td data-bbox="969 903 1198 999">放射線管理設備 排気モニタ</td> <td data-bbox="1198 903 1805 999">「9-1-3 気体廃棄施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="969 999 1198 1062">その他</td> <td data-bbox="1198 999 1805 1062">「9-1-3 気体廃棄施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="969 1062 1198 1134">その他</td> <td data-bbox="1198 1062 1805 1134">「9-1-3 気体廃棄施設の設備」に記載のとおり</td> </tr> </tbody> </table> <p>添付資料 1</p> <p>3.1 火災による損傷の防止</p> <p>M棟は鉄筋コンクリート造りであり、建家の大部分は鉄骨、鉄筋、コンクリート、石膏ボード及び金属製建具等の不燃材で構成されており、また、建家内の機器類も大部分が金属その他の不燃材で構成されているので、火災が発生するおそれは少ない。</p> <p>機器のうち火災発生の原因となり得るものとしては、プラズマによる金属廃棄物の切断作業がある。プラズマによる切断は専用の金属製作業台の上で行い、その作業台の下部には水を入れた受皿を設け、切断時に発生する高温の切断片は受皿内の水で冷却する。また、作業台の周辺は金属製であり、延焼するものはない。</p>	固体廃棄設備の名称	仕 様	開相選別パネルボックス (グループ付)	1式 ドラム缶反転機、開相選別廃棄物搬送コンベヤ、除染・ 圧縮廃棄物搬送リフト、クレーン等 耐震設計：水平震度 0.24	切断パネルボックス (グループ付)	1式 プラズマ切断装置、機械式切断機、クレーン等 耐震設計：水平震度 0.24	圧縮パネルボックス (グループ付)	1式 圧縮装置、圧縮体充填装置等 耐震設計：水平震度 0.24	その他	図9-1-2のM棟1階平面図内に、M棟主要機器配置を示す。 1式 プラスト除染機等 耐震設計：水平震度 0.24 1式 監視盤等 耐震設計：水平震度 0.24	放射線管理設備 排気モニタ	「9-1-3 気体廃棄施設の設備」に記載のとおり	その他	「9-1-3 気体廃棄施設の設備」に記載のとおり	その他	「9-1-3 気体廃棄施設の設備」に記載のとおり	
固体廃棄設備の名称	仕 様																	
開相選別パネルボックス (グループ付)	1式 ドラム缶反転機、開相選別廃棄物搬送コンベヤ、除染・ 圧縮廃棄物搬送リフト、クレーン等 耐震設計：水平震度 0.24																	
切断パネルボックス (グループ付)	1式 プラズマ切断装置、機械式切断機、クレーン等 耐震設計：水平震度 0.24																	
圧縮パネルボックス (グループ付)	1式 圧縮装置、圧縮体充填装置等 耐震設計：水平震度 0.24																	
その他	図9-1-2のM棟1階平面図内に、M棟主要機器配置を示す。 1式 プラスト除染機等 耐震設計：水平震度 0.24 1式 監視盤等 耐震設計：水平震度 0.24																	
放射線管理設備 排気モニタ	「9-1-3 気体廃棄施設の設備」に記載のとおり																	
その他	「9-1-3 気体廃棄施設の設備」に記載のとおり																	
その他	「9-1-3 気体廃棄施設の設備」に記載のとおり																	

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
<p>第35条 第7項～第9項 10. 環境保全課長は、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設に保管廃棄したウラン系固体廃棄物の詰替え又はフィルタの減容処理を第2ウラン系廃棄物貯蔵施設において行う場合は、詰替室のパネルハウス内で行わなければならない。なお、金属等のプラズマによる切断を行う場合は、金属製トレイの中で行わなければならない。</p> <p style="text-align: right;">（変更なし）</p>	<p>圧縮装置及びフィルタ処理装置に使用する作動油は鋼製のタンクに収納し、通気口以外の部分は鉄板で覆い、火災防止を図っている。</p> <p>仮に火災が発生したとしても、以下のような対策が施されているので、放射性物質の放出につながるような大火災となる可能性はない。</p> <p>建家内各所には消防法に基づく煙感知器及び温度感知器を組込んだ自動火災報知設備を設け、火災の早期発見に備えるとともに、初期消火できるよう油火災、一般火災及び電気火災に共通使用できる粉末消火器を建家内各室に配置している。また、建家周辺には消防法に基づく屋外消火栓を配置し、必要な箇所の消火と他施設からの延焼防止に備えている。</p> <p>建家内各室の境界壁は鉄筋コンクリート、金属製扉等により構成されており、扉は常時閉じられているので、火災が建家内全面に広がることはない。</p> <p>なお、保管する廃棄物は、火災による損傷を防止するため、金属製容器等で対策を講じる。</p> <p>核燃料物質使用変更許可申請書 ウラン廃棄物処理施設</p> <p>9. 廃棄施設の位置、構造及び設備</p> <p>2) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設</p> <p>2)-9-3 固体廃棄施設</p> <p>本施設は、プルトニウム燃料第一開発室、燃料製造機器試験室、A棟、B棟、ウラン廃棄物処理施設、J棟、L棟、M棟、東海事業所第2ウラン貯蔵庫、高レベル放射性物質研究施設、応用試験棟、洗濯場及び安全管理棟で発生したウラン系固体廃棄物を受け入れる。受入れた廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄する。</p> <p>本施設で発生するこれから廃棄しようとするものは、作業場に置場を設定し、可燃性、難燃性及び不燃性に区分し所定の容器に収納の上、作業の間当該置場に置き、作業終了後又は所定の容器が満杯になった場合、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に集積する。集積した廃棄物は、廃棄するため必要に応じて分別、入替えを行い、所定の容器等に収納又は封入する。</p> <p>本施設で発生した廃棄物は、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管廃棄するか、焼却施設に運搬し焼却する。なお、保管廃棄又は運搬するまでの間、図2)-8～11に示す廃棄物保管場所に保管する。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、ウラン系廃棄物貯蔵施設に運搬し保管することができる。また、保管廃棄した廃棄物のうち金属及びフィルタはM棟に運搬し減容処理することができる。</p> <p>保管廃棄した廃棄物は、本施設の詰替室に設置されたパネルハウスにて詰替え又はフィルタの減容処理を行った後、保管するか焼却施設に運搬し焼却できる。</p>	<p>・左記の使用変更許可に基づき、第2ウラン系廃棄物貯蔵施設の詰替室のパネルハウス内でフィルタ減容処理を行う旨を記載するものであり、核燃料物質使用変更許可申請書との齟齬はない。</p> <p>また、記載の適正化を図るため、記載表現を変更する。</p>

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
 使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）	核燃料物質使用変更許可申請書の記載	変更の妥当性
	<p>なお、これから廃棄しようとするもの及び廃棄物については、区画等の放射線障害防止措置及び火災等による損傷防止のための必要な措置（金属製容器又は金属製保管庫への収納等）を講じる。</p> <p>添付資料 1 3. 火災等による損傷の防止 2) 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設 第2ウラン系廃棄物貯蔵施設建家は、鉄骨鉄筋コンクリート造の耐火構造とし、内装は不燃材又は難燃材で構成する。機器及び装置類は、鋼材又は難燃材にて製作する。また、保管する廃棄物は、火災による損傷防止のため金属製容器等で対策を講じる。更に、万一の火災に対して、消防法に基づく消火器、屋内消火栓、自動火災報知設備等を設ける。火災発生の原因となり得るものとしてはプラズマによる金属廃棄物の切断作業があるが、この作業は、専用の金属製トレイの中で行うとともに、防災シートにより火の粉等の飛散を防止する。 更に、プラズマ切断を行うエリアの換気設備には不燃性のフィルタを設け、火の粉等の移行を防止する。</p>	

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用(変更)許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所(変更後)					核燃料物質使用変更許可申請書の記載					変更の妥当性										
第三編 第三-1-(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量(その4)																				
臨界管理 ユニット 番号	臨界管理の方法			制限量 ^{注3)} (kgPu*)	備考	核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規規発第2105073号)を受けたプルトニウム燃料第三開発室(別冊3)に係る変更後の「8-3 貯蔵施設の設備」 8-3 貯蔵施設の設備 (抜粋) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>個数</th> <th>最大収納量 kg(Pu+U)</th> <th>内容物の主な物 理・ 化学的性状</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集合体・保管体一時 保管設備</td> <td>1式</td> <td>368 <u>(集合体、保管 体又は残存核燃 料物質封入棒集 合体最大7体)</u></td> <td>ウラン(単体) 金属 酸化ウラン ペレット 酸化プルトニウム ペレット</td> <td>組立検査室に設置 耐震重要度: Bs クラ ス 臨界管理方式: 体数管 理 遮蔽材: <div style="border: 1px dashed black; height: 40px; width: 100%;"></div> 核的制限値: 単一ユニット 1ピット当たり 1体 複数ユニット ピット中心間距離 900 mm 集合体・保管体一時保管 設備を図8-10に示す。</td> </tr> </tbody> </table>					貯蔵設備の名称	個数	最大収納量 kg(Pu+U)	内容物の主な物 理・ 化学的性状	仕様	集合体・保管体一時 保管設備	1式	368 <u>(集合体、保管 体又は残存核燃 料物質封入棒集 合体最大7体)</u>	ウラン(単体) 金属 酸化ウラン ペレット 酸化プルトニウム ペレット	組立検査室に設置 耐震重要度: Bs クラ ス 臨界管理方式: 体数管 理 遮蔽材: <div style="border: 1px dashed black; height: 40px; width: 100%;"></div> 核的制限値: 単一ユニット 1ピット当たり 1体 複数ユニット ピット中心間距離 900 mm 集合体・保管体一時保管 設備を図8-10に示す。
	貯蔵設備の名称	個数	最大収納量 kg(Pu+U)								内容物の主な物 理・ 化学的性状	仕様								
集合体・保管体一時 保管設備	1式	368 <u>(集合体、保管 体又は残存核燃 料物質封入棒集 合体最大7体)</u>	ウラン(単体) 金属 酸化ウラン ペレット 酸化プルトニウム ペレット	組立検査室に設置 耐震重要度: Bs クラ ス 臨界管理方式: 体数管 理 遮蔽材: <div style="border: 1px dashed black; height: 40px; width: 100%;"></div> 核的制限値: 単一ユニット 1ピット当たり 1体 複数ユニット ピット中心間距離 900 mm 集合体・保管体一時保管 設備を図8-10に示す。																
質量 又は 本数	系の分類 ^{注1)}	水分吸 着率(含 有率)の 分類 ^{注2)}																		
VCP-1	質量	PuO ₂ (原料粉)系	乾燥系	1ベッセル当たり 26.2	1搬送容器当たり 13.1 (kgPu*)															
VCP-2	質量	PuO ₂ (原料粉)系 又は 混合酸化物系	半乾燥系	1ピット当たり 12.7																
VFP-1	質量	混合酸化物系	半乾燥系	1ベッセル当たり 16.2	1搬送容器当たり 8.1 (kgPu*)															
VFP-2	質量	混合酸化物系	半乾燥系	1ベッセル当たり 16.2	1搬送容器当たり 8.1 (kgPu*)															
VFA-1	本数	燃料要素又は 封入棒	—	1貯蔵単位当たり 24本																
VFA-2	本数	燃料要素又は 封入棒	—	1貯蔵単位当たり 24本																
VFA-3	体数	集合体、保管 体又は残存核 燃料物質封入 棒集合体	—	1ピット当たり 1体																
VFA-4	体数	集合体、保管 体又は残存核 燃料物質封入 棒集合体	—	1ピット当たり 1体																
VFM-1	質量	PuO ₂ (原料粉)系	乾燥系	1ピット当たり 15.5																
WCT-5	質量	酸化ウラン粉末	—	—	輸送容器による 保管															
VFQ-1	質量	Pu-H ₂ O系	減速系	0.27																

※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。

 で囲った箇所は核物質防護情報が含まれるため、非公開とします。

・左記の使用変更許可に基づき、VFA-3の臨界管理の方法のうち、系の分類に残存核燃料物質封入棒集合体を核燃料物質使用施設保安規定の第三-1-(12)表(その4)に追加するものであり、核燃料物質使用変更許可申請書と整合が図られており、変更は妥当。

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）						核燃料物質使用変更許可申請書の記載					変更の妥当性																																																																																															
<p>第Ⅲ－１－(12)表 プルトニウム燃料第三開発室臨界管理ユニットごとの制限量（その４）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">臨界管理 ユニット 番号</th> <th colspan="3">臨界管理の方法</th> <th rowspan="2">制限量^{注3)} (kgPu*)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>質量 又は 本数</th> <th>系の分類^{注1)}</th> <th>水分吸 着率(含 有率)の 分類^{注2)}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>VCP-1</td> <td>質量</td> <td>PuO₂(原料粉)系</td> <td>乾燥系</td> <td>1ベッセル当たり 26.2</td> <td>1搬送容器当たり 13.1 (kgPu*)</td> </tr> <tr> <td>VCP-2</td> <td>質量</td> <td>PuO₂(原料粉)系 又は 混合酸化物系</td> <td>半乾燥系</td> <td>1ピット当たり 12.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>VFP-1</td> <td>質量</td> <td>混合酸化物系</td> <td>半乾燥系</td> <td>1ベッセル当たり 16.2</td> <td>1搬送容器当たり 8.1 (kgPu*)</td> </tr> <tr> <td>VFP-2</td> <td>質量</td> <td>混合酸化物系</td> <td>半乾燥系</td> <td>1ベッセル当たり 16.2</td> <td>1搬送容器当たり 8.1 (kgPu*)</td> </tr> <tr> <td>VFA-1</td> <td>本数</td> <td>燃料要素又は 封入棒</td> <td>—</td> <td>1貯蔵単位当たり 24本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>VFA-2</td> <td>本数</td> <td>燃料要素又は 封入棒</td> <td>—</td> <td>1貯蔵単位当たり 24本</td> <td></td> </tr> <tr> <td>VFA-3</td> <td>体数</td> <td>集合体・保管 体又は残存核 燃料物質封入 棒集合体</td> <td>—</td> <td>1ピット当たり 1体</td> <td></td> </tr> <tr style="border: 2px solid red;"> <td>VFA-4</td> <td>体数</td> <td>集合体・保管 体又は残存核 燃料物質封入 棒集合体</td> <td>—</td> <td>1ピット当たり 1体</td> <td></td> </tr> <tr> <td>VFM-1</td> <td>質量</td> <td>PuO₂(原料粉)系</td> <td>乾燥系</td> <td>1ピット当たり 15.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>WCT-5</td> <td>質量</td> <td>酸化ウラン粉末</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>輸送容器による 保管</td> </tr> <tr> <td>VFQ-1</td> <td>質量</td> <td>Pu-H₂O系</td> <td>減速系</td> <td>0.27</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						臨界管理 ユニット 番号	臨界管理の方法			制限量 ^{注3)} (kgPu*)	備考	質量 又は 本数	系の分類 ^{注1)}	水分吸 着率(含 有率)の 分類 ^{注2)}	VCP-1	質量	PuO ₂ (原料粉)系	乾燥系	1ベッセル当たり 26.2	1搬送容器当たり 13.1 (kgPu*)	VCP-2	質量	PuO ₂ (原料粉)系 又は 混合酸化物系	半乾燥系	1ピット当たり 12.7		VFP-1	質量	混合酸化物系	半乾燥系	1ベッセル当たり 16.2	1搬送容器当たり 8.1 (kgPu*)	VFP-2	質量	混合酸化物系	半乾燥系	1ベッセル当たり 16.2	1搬送容器当たり 8.1 (kgPu*)	VFA-1	本数	燃料要素又は 封入棒	—	1貯蔵単位当たり 24本		VFA-2	本数	燃料要素又は 封入棒	—	1貯蔵単位当たり 24本		VFA-3	体数	集合体・保管 体又は残存核 燃料物質封入 棒集合体	—	1ピット当たり 1体		VFA-4	体数	集合体・保管 体又は残存核 燃料物質封入 棒集合体	—	1ピット当たり 1体		VFM-1	質量	PuO ₂ (原料粉)系	乾燥系	1ピット当たり 15.5		WCT-5	質量	酸化ウラン粉末	—	—	輸送容器による 保管	VFQ-1	質量	Pu-H ₂ O系	減速系	0.27		<p>核燃料物質使用変更許可（令和3年5月7日付け原規規発第2105073号）を受けたプルトニウム燃料第三開発室（別冊3）に係る変更後の「8-3 貯蔵施設の設備」</p> <p>8-3 貯蔵施設の設備 (抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>個数</th> <th>最大収納量 kg (Pu+U)</th> <th>内容物の主な物 理・ 化学的性状</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集合体・保管体貯蔵 設備</td> <td>1式</td> <td>15 800 (集合体又は保 管体 247 体及 び残存核燃料 物質封入棒集 合体 53 体)</td> <td>ウラン (単体) 金属 酸化ウラン ペレット 酸化プルトニウム ペレット</td> <td>集合体・保管体貯蔵庫に 設置 耐震重要度：Bs クラス (ただし、移送クレーン は Cクラス) 臨界管理方式：体数管理 遮蔽材： <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 5px 0;"></div></td> </tr> <tr> <td>集合体貯蔵ピット</td> <td>300</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移送クレーン</td> <td>1式</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					貯蔵設備の名称	個数	最大収納量 kg (Pu+U)	内容物の主な物 理・ 化学的性状	仕様	集合体・保管体貯蔵 設備	1式	15 800 (集合体又は保 管体 247 体及 び残存核燃料 物質封入棒集 合体 53 体)	ウラン (単体) 金属 酸化ウラン ペレット 酸化プルトニウム ペレット	集合体・保管体貯蔵庫に 設置 耐震重要度：Bs クラス (ただし、移送クレーン は Cクラス) 臨界管理方式：体数管理 遮蔽材： <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 5px 0;"></div>	集合体貯蔵ピット	300				移送クレーン	1式				<p>・左記の使用変更許可に基づき、VFA-4の臨界管理の方法のうち、系の分類に残存核燃料物質封入棒集合体を核燃料物質使用施設保安規定の第Ⅲ－１－(12)表（その４）に追加するものであり、核燃料物質使用変更許可申請書整合が図られており、変更は妥当。</p>
臨界管理 ユニット 番号	臨界管理の方法			制限量 ^{注3)} (kgPu*)	備考																																																																																																					
	質量 又は 本数	系の分類 ^{注1)}	水分吸 着率(含 有率)の 分類 ^{注2)}																																																																																																							
VCP-1	質量	PuO ₂ (原料粉)系	乾燥系	1ベッセル当たり 26.2	1搬送容器当たり 13.1 (kgPu*)																																																																																																					
VCP-2	質量	PuO ₂ (原料粉)系 又は 混合酸化物系	半乾燥系	1ピット当たり 12.7																																																																																																						
VFP-1	質量	混合酸化物系	半乾燥系	1ベッセル当たり 16.2	1搬送容器当たり 8.1 (kgPu*)																																																																																																					
VFP-2	質量	混合酸化物系	半乾燥系	1ベッセル当たり 16.2	1搬送容器当たり 8.1 (kgPu*)																																																																																																					
VFA-1	本数	燃料要素又は 封入棒	—	1貯蔵単位当たり 24本																																																																																																						
VFA-2	本数	燃料要素又は 封入棒	—	1貯蔵単位当たり 24本																																																																																																						
VFA-3	体数	集合体・保管 体又は残存核 燃料物質封入 棒集合体	—	1ピット当たり 1体																																																																																																						
VFA-4	体数	集合体・保管 体又は残存核 燃料物質封入 棒集合体	—	1ピット当たり 1体																																																																																																						
VFM-1	質量	PuO ₂ (原料粉)系	乾燥系	1ピット当たり 15.5																																																																																																						
WCT-5	質量	酸化ウラン粉末	—	—	輸送容器による 保管																																																																																																					
VFQ-1	質量	Pu-H ₂ O系	減速系	0.27																																																																																																						
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量 kg (Pu+U)	内容物の主な物 理・ 化学的性状	仕様																																																																																																						
集合体・保管体貯蔵 設備	1式	15 800 (集合体又は保 管体 247 体及 び残存核燃料 物質封入棒集 合体 53 体)	ウラン (単体) 金属 酸化ウラン ペレット 酸化プルトニウム ペレット	集合体・保管体貯蔵庫に 設置 耐震重要度：Bs クラス (ただし、移送クレーン は Cクラス) 臨界管理方式：体数管理 遮蔽材： <div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 5px 0;"></div>																																																																																																						
集合体貯蔵ピット	300																																																																																																									
移送クレーン	1式																																																																																																									
<p>※ 最大取扱量又は核的制限値の小さい方の値を表示する。</p>																																																																																																										

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用(変更)許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所(変更後)		核燃料物質使用変更許可申請書の記載		変更の妥当性																				
<p>核燃料物質使用変更許可(令和3年5月7日付け原規発第2105073号)を受けたプルトニウム燃料第三開発室(別冊3)に係る変更後の「8-3 貯蔵施設の設備」</p> <p>8-3 貯蔵施設の設備 (抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>個数</th> <th>最大収納量 kg(Pu+U)</th> <th>内容物の主な物理・化学的性状</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集合体・保管体貯蔵設備</td> <td>1式</td> <td>15 800</td> <td>ウラン(単体) 金属 酸化ウラン ペレット 酸化プルトニウム ペレット</td> <td>集合体・保管体貯蔵庫に設置 耐震重要度: Bsクラス (ただし、移送クレーン は Cクラス) 臨界管理方式: 体数管理 遮蔽材: <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">核的制限値: 単一ユニット 1ピット当たり 1体 複数ユニット ピット中心間距離 570 mm 集合体・保管体貯蔵設備 を図8-11に示す。</div></td> </tr> <tr> <td>集合体貯蔵ピット</td> <td>300</td> <td>(集合体又は保管体 247 体及び残存核燃料物質封入棒集合体 53 体)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>移送クレーン</td> <td>1式</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		貯蔵設備の名称	個数	最大収納量 kg(Pu+U)	内容物の主な物理・化学的性状	仕様	集合体・保管体貯蔵設備	1式	15 800	ウラン(単体) 金属 酸化ウラン ペレット 酸化プルトニウム ペレット	集合体・保管体貯蔵庫に設置 耐震重要度: Bsクラス (ただし、移送クレーン は Cクラス) 臨界管理方式: 体数管理 遮蔽材: <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">核的制限値: 単一ユニット 1ピット当たり 1体 複数ユニット ピット中心間距離 570 mm 集合体・保管体貯蔵設備 を図8-11に示す。</div>	集合体貯蔵ピット	300	(集合体又は保管体 247 体及び残存核燃料物質封入棒集合体 53 体)			移送クレーン	1式				<p>第II-2-(3)表 プルトニウム燃料第三開発室貯蔵設備の最大貯蔵能力</p> <p>Pu^{239} Pu^{240} Pu^{241} Pu^{242} Pu^{243} Pu^{244}</p>		<p>・記載の適正化を図るため、核燃料物質使用施設保安規定の第III-2-(3)表の集合体・保管体貯蔵設備の機器名称を集合体貯蔵ピットに変更する。</p> <p>・左記の使用変更許可に基づき、集合体・保管体貯蔵設備について集合体又は保管体及び残存核燃料物質封入棒集合体の最大貯蔵体数を表外に明記する。</p> <p>いずれも核燃料物質使用変更許可申請書と整合が図られており、変更は妥当。</p>
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量 kg(Pu+U)	内容物の主な物理・化学的性状	仕様																				
集合体・保管体貯蔵設備	1式	15 800	ウラン(単体) 金属 酸化ウラン ペレット 酸化プルトニウム ペレット	集合体・保管体貯蔵庫に設置 耐震重要度: Bsクラス (ただし、移送クレーン は Cクラス) 臨界管理方式: 体数管理 遮蔽材: <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">核的制限値: 単一ユニット 1ピット当たり 1体 複数ユニット ピット中心間距離 570 mm 集合体・保管体貯蔵設備 を図8-11に示す。</div>																				
集合体貯蔵ピット	300	(集合体又は保管体 247 体及び残存核燃料物質封入棒集合体 53 体)																						
移送クレーン	1式																							
設置場所	設備名称	機器名称	個数	核的制限値	最大貯蔵能力	容量																		
プルトニウム貯蔵庫(1)	プルトニウム貯蔵設備	プルトニウム貯蔵ピット	450個	12.7kg Pu ²³⁹ /ピット	4 500 kg	-																		
プルトニウム貯蔵庫(2)	プルトニウム貯蔵設備	プルトニウム貯蔵ピット	450個	12.7kg Pu ²³⁹ /ピット	4 500 kg	-																		
原料保管庫	原料保管設備	保管ベツセル	38式	26.2 kg Pu ²³⁹ /ベツセル	720 kg	-																		
粉末保管庫	粉末保管設備	保管ベツセル	42式	16.2 kg Pu ²³⁹ /ベツセル	1 340 kg	-																		
ペレット保管庫	ペレット保管設備	保管ベツセル	70式	16.2 kg Pu ²³⁹ /ベツセル	2 230 kg	-																		
燃料要素・封入棒保管庫(1)	燃料要素・封入棒保管設備	燃料要素・封入棒保管箱	1式 (28貯蔵単位)	24本/貯蔵単位	209 kg	672本																		
燃料要素・封入棒保管庫	燃料要素・封入棒保管設備	燃料要素・封入棒保管箱	1式 (28貯蔵単位)	24本/貯蔵単位	2 150 kg	6 012本																		
祖立検査室	集合体・保管体一時保管設備	保管ピット	7個	1体/ピット	388 kg	7体																		
集合体・保管体貯蔵庫	集合体・保管体貯蔵設備	集合体貯蔵ピット	300個	1体/ピット	15 800 kg	300体																		
集合体・保管体貯蔵庫	集合体・保管体貯蔵設備	-	1個	-	158 kg	1体																		
一時保管庫	一時保管設備	貯蔵ピット	140個	15.5kg Pu ²³⁹ /ピット	2 408 kg	-																		
一時保管庫	非破壊検査架台	-	1個	-	17.2 kg	-																		
ウラン原料一時保管室	-	-	-	輸送容器で保管	5 220 kg	120本																		
分析物性室	試料一時保管箱	-	1台	0.27 kgPu ²³⁹	0.27 kgPu ²³⁹	-																		

※集合体又は保管体を最大で247体、残存核燃料物質封入棒集合体を最大で53体貯蔵する。

□で囲った箇所は核物質防護情報が含まれるため、非公開とします。

核燃料サイクル工学研究所 核燃料物質使用施設保安規定
使用（変更）許可と保安規定の記載整理表

核燃料物質使用施設保安規定変更箇所（変更後）		核燃料物質使用変更許可申請書の記載				変更の妥当性																																																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>設備名称</th> <th>機器名称</th> <th>個数</th> <th>核的制限値</th> <th>最大貯蔵能力 Pu+U</th> <th>容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フルトニウム貯蔵庫(1)</td> <td>フルトニウム貯蔵設備</td> <td>フルトニウム貯蔵ドット</td> <td>450個</td> <td>12.7kg Pu*/ドット</td> <td>4 500kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>フルトニウム貯蔵庫(2)</td> <td>フルトニウム貯蔵設備</td> <td>フルトニウム貯蔵ドット</td> <td>450個</td> <td>12.7kg Pu*/ドット</td> <td>4 500kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>原料保管庫</td> <td>原料保管設備</td> <td>保管ベツセル</td> <td>36式</td> <td>23.2kg Pu*/ベツセル</td> <td>720kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粉末保管庫</td> <td>粉末保管設備</td> <td>保管ベツセル</td> <td>42式</td> <td>18.2kg Pu*/ベツセル</td> <td>1 340kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ペレット保管庫</td> <td>ペレット保管設備</td> <td>保管ベツセル</td> <td>70式</td> <td>18.2kg Pu*/ベツセル</td> <td>2 230kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>燃料要素・封入棒保管庫(1)</td> <td>燃料要素・封入棒一時保管設備</td> <td>燃料要素・封入棒保管棚</td> <td>1式 (28貯蔵単位)</td> <td>24本/貯蔵単位</td> <td>208kg</td> <td>672本</td> </tr> <tr> <td>燃料要素・封入棒保管庫</td> <td>燃料要素・封入棒保管設備</td> <td>燃料要素・封入棒保管棚</td> <td>1式 (28貯蔵単位)</td> <td>24本/貯蔵単位</td> <td>2 150kg</td> <td>6 912本</td> </tr> <tr> <td>組立検査室</td> <td>集合体・保管体一時保管設備</td> <td>保管ドット</td> <td>7個</td> <td>1体/ドット</td> <td>368kg</td> <td>7体</td> </tr> <tr> <td>集合体・保管体貯蔵庫</td> <td>集合体・保管体貯蔵設備</td> <td>集合体貯蔵ドット</td> <td>300個</td> <td>1体/ドット</td> <td>15 800kg</td> <td>300体</td> </tr> <tr> <td>集合体・保管体貯蔵庫</td> <td>集合体・保管体貯蔵設備</td> <td>集合体貯蔵ドット</td> <td>1個</td> <td>-</td> <td>158kg</td> <td>1体</td> </tr> <tr> <td>一時保管庫</td> <td>一時保管設備</td> <td>貯蔵ドット</td> <td>140個</td> <td>15.5kg Pu*/ドット</td> <td>2 408kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>一時保管庫</td> <td>非破壊検査架台</td> <td>-</td> <td>1個</td> <td>-</td> <td>17.2kg</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>ウラン原料一時保管室</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>輸送容器で保管</td> <td>5 220kg</td> <td>120本</td> </tr> <tr> <td>分析物産室</td> <td>試料一時保管箱</td> <td>-</td> <td>1台</td> <td>0.27kgFu*</td> <td>0.27kgFu*</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※集合体又は保管体を最大で247体、残存核燃料物質封入棒集合体を最大で53体貯蔵する。</p>		設置場所	設備名称	機器名称	個数	核的制限値	最大貯蔵能力 Pu+U	容量	フルトニウム貯蔵庫(1)	フルトニウム貯蔵設備	フルトニウム貯蔵ドット	450個	12.7kg Pu*/ドット	4 500kg	-	フルトニウム貯蔵庫(2)	フルトニウム貯蔵設備	フルトニウム貯蔵ドット	450個	12.7kg Pu*/ドット	4 500kg	-	原料保管庫	原料保管設備	保管ベツセル	36式	23.2kg Pu*/ベツセル	720kg	-	粉末保管庫	粉末保管設備	保管ベツセル	42式	18.2kg Pu*/ベツセル	1 340kg	-	ペレット保管庫	ペレット保管設備	保管ベツセル	70式	18.2kg Pu*/ベツセル	2 230kg	-	燃料要素・封入棒保管庫(1)	燃料要素・封入棒一時保管設備	燃料要素・封入棒保管棚	1式 (28貯蔵単位)	24本/貯蔵単位	208kg	672本	燃料要素・封入棒保管庫	燃料要素・封入棒保管設備	燃料要素・封入棒保管棚	1式 (28貯蔵単位)	24本/貯蔵単位	2 150kg	6 912本	組立検査室	集合体・保管体一時保管設備	保管ドット	7個	1体/ドット	368kg	7体	集合体・保管体貯蔵庫	集合体・保管体貯蔵設備	集合体貯蔵ドット	300個	1体/ドット	15 800kg	300体	集合体・保管体貯蔵庫	集合体・保管体貯蔵設備	集合体貯蔵ドット	1個	-	158kg	1体	一時保管庫	一時保管設備	貯蔵ドット	140個	15.5kg Pu*/ドット	2 408kg	-	一時保管庫	非破壊検査架台	-	1個	-	17.2kg	-	ウラン原料一時保管室	-	-	-	輸送容器で保管	5 220kg	120本	分析物産室	試料一時保管箱	-	1台	0.27kgFu*	0.27kgFu*	-	<p>核燃料物質使用変更許可（令和3年5月7日付け原規発第2105073号）を受けたプルトニウム燃料第三開発室（別冊3）に係る変更後の「8-3 貯蔵施設の設備」</p> <p>8-3 貯蔵施設の設備（抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貯蔵設備の名称</th> <th>個数</th> <th>最大収納量 kg (Pu+U)</th> <th>内容物の主な物理・化学的性状</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集合体・保管体非破壊検査用架台</td> <td>1式</td> <td>158 （集合体、保管体又は残存核燃料物質封入棒集合体1体）</td> <td>ウラン（単体） 金属 酸化ウラン ペレット 酸化プルトニウム ペレット</td> <td>集合体・保管体貯蔵庫に設置 耐震重要度：Bsクラス</td> </tr> </tbody> </table>				貯蔵設備の名称	個数	最大収納量 kg (Pu+U)	内容物の主な物理・化学的性状	仕様	集合体・保管体非破壊検査用架台	1式	158 （集合体、保管体又は残存核燃料物質封入棒集合体1体）	ウラン（単体） 金属 酸化ウラン ペレット 酸化プルトニウム ペレット	集合体・保管体貯蔵庫に設置 耐震重要度：Bsクラス	<p>・左記の使用変更許可に基づき、集合体・保管体非破壊検査用架台の最大貯蔵能力158kgに変更するものであり、核燃料物質使用変更許可申請書と整合が図られており、変更は妥当。</p>	
		設置場所	設備名称	機器名称	個数	核的制限値	最大貯蔵能力 Pu+U	容量																																																																																																																		
フルトニウム貯蔵庫(1)	フルトニウム貯蔵設備	フルトニウム貯蔵ドット	450個	12.7kg Pu*/ドット	4 500kg	-																																																																																																																				
フルトニウム貯蔵庫(2)	フルトニウム貯蔵設備	フルトニウム貯蔵ドット	450個	12.7kg Pu*/ドット	4 500kg	-																																																																																																																				
原料保管庫	原料保管設備	保管ベツセル	36式	23.2kg Pu*/ベツセル	720kg	-																																																																																																																				
粉末保管庫	粉末保管設備	保管ベツセル	42式	18.2kg Pu*/ベツセル	1 340kg	-																																																																																																																				
ペレット保管庫	ペレット保管設備	保管ベツセル	70式	18.2kg Pu*/ベツセル	2 230kg	-																																																																																																																				
燃料要素・封入棒保管庫(1)	燃料要素・封入棒一時保管設備	燃料要素・封入棒保管棚	1式 (28貯蔵単位)	24本/貯蔵単位	208kg	672本																																																																																																																				
燃料要素・封入棒保管庫	燃料要素・封入棒保管設備	燃料要素・封入棒保管棚	1式 (28貯蔵単位)	24本/貯蔵単位	2 150kg	6 912本																																																																																																																				
組立検査室	集合体・保管体一時保管設備	保管ドット	7個	1体/ドット	368kg	7体																																																																																																																				
集合体・保管体貯蔵庫	集合体・保管体貯蔵設備	集合体貯蔵ドット	300個	1体/ドット	15 800kg	300体																																																																																																																				
集合体・保管体貯蔵庫	集合体・保管体貯蔵設備	集合体貯蔵ドット	1個	-	158kg	1体																																																																																																																				
一時保管庫	一時保管設備	貯蔵ドット	140個	15.5kg Pu*/ドット	2 408kg	-																																																																																																																				
一時保管庫	非破壊検査架台	-	1個	-	17.2kg	-																																																																																																																				
ウラン原料一時保管室	-	-	-	輸送容器で保管	5 220kg	120本																																																																																																																				
分析物産室	試料一時保管箱	-	1台	0.27kgFu*	0.27kgFu*	-																																																																																																																				
貯蔵設備の名称	個数	最大収納量 kg (Pu+U)	内容物の主な物理・化学的性状	仕様																																																																																																																						
集合体・保管体非破壊検査用架台	1式	158 （集合体、保管体又は残存核燃料物質封入棒集合体1体）	ウラン（単体） 金属 酸化ウラン ペレット 酸化プルトニウム ペレット	集合体・保管体貯蔵庫に設置 耐震重要度：Bsクラス																																																																																																																						
<p>第三-2-(3)表 フルトニウム燃料第三開発室貯蔵設備の最大貯蔵能力</p> <p>Pu* = ²³⁸Pu + ²⁴¹Pu + ²³⁹U</p>																																																																																																																										